

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額） 37の10・37の11共－9の2 ……、所基通23～35共－9《<u>令第84条第3項本文の株式の価額</u>》により求めた価額とする。 ……。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の合併の場合） 37の10－1 ……。</p> <p>(1) ……。 ……。</p> <p>（注） ……。 ……。</p> <p>また、……、所得税法令第109条第1項第6号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) ……。 イ …… …… ロ …… …… ……。</p>	<p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（付与された権利の行使等により取得した株式等の価額） 37の10・37の11共－9の2 ……、所基通23～35共－9《<u>株式等を取得する権利の価額</u>》により求めた価額とする。 ……。</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一法人の合併の場合） 37の10－1 ……。</p> <p>(1) ……。 ……。</p> <p>（注） ……。 ……。</p> <p>また、……、所得税法令第109条第1項第6号《<u>有価証券の取得価額</u>》の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) ……。 イ …… …… ロ …… …… ……。</p>

改正後	改正前
<p>(3)</p> <p>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い)</p> <p>37の11-6</p> <p>(1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債（その発行時において同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。）</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算)</p> <p>37の11-9 金融商品取引法第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、.</p> <p>措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの)</p> <p>37の11の2-1</p> <p><u>ただし、次の上場株式等であっても、措置法令第25条の10の2第14項第30号に掲げる上場株式等に該当するものについては、当該特定口座内保管上場株式等から除かれないものとして差し支えない。</u></p> <p>なお、次の上場株式等を非課税口座又は未成年者口座から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、.</p>	<p>(3)</p> <p>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(平成27年12月31日以前に同族会社が発行した公社債の取扱い)</p> <p>37の11-6</p> <p>(1) 措置法第37条の11第2項第14号括弧書の公社債（その発行時において同族会社（法人税法第2条第10号《定義》に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）に該当する会社が発行したものをいう。以下この項において同じ。）</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>(注)</p> <p>(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算)</p> <p>37の11-9 金融商品取引法第156条の24第1項の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、.</p> <p>措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの)</p> <p>37の11の2-1</p> <p>なお、<u>当該上場株式等を</u>非課税口座又は未成年者口座から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、.</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象特定株式数の計算)</p> <p>37の13-2 措置法令第25条の12第3項に規定する控除対象特定株式数（次項において「控除対象特定株式数」という。）の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、.</p> <p>(適用年の翌年以後の取得価額の計算－控除対象特定株式の場合)</p> <p>37の13-5、その適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象特定株式（以下この項において「適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第7項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) <u>適用年において当該適用控除対象特定株式以外の適用控除対象特定株式</u> ((2)において「他の適用控除対象特定株式」という。) <u>がない場合</u></p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{=} \frac{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}}{=} \left[\frac{\text{措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額として一定の金額（適用控除対象額）（※）}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right]$	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象特定株式数の計算)</p> <p>37の13-2 措置法令第25条の12第4項に規定する控除対象特定株式数（次項において「控除対象特定株式数」という。）の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、.</p> <p>(適用年の翌年以後の取得価額の計算－控除対象特定株式の場合)</p> <p>37の13-5、その適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第7項の規定により、次の算式により計算したところによる。</p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{=} \frac{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}}{=} \left[\frac{\text{措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額として一定の金額（適用控除対象額）（※）}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right]$

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 適用年において他の適用控除対象特定株式がある場合</p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}} = \frac{\text{適用控除対象額(※)} \times \frac{A}{A+B}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}$ <p>A 当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額 B 当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額</p> <p>※ ……。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> $\text{適用控除対象額} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\frac{C}{C+D}} \times \left[\frac{C}{C+D} \right]$ <p>C ……。</p> <p>D ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>措置法第37条の13の4《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)</p> <p>37の13の4-3 ……、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する当該株式を他に譲渡し、……、所基通57の4-1に準じて取り扱う。</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7 ……、同号イ(1)若しくは同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハの規定</p>	<p>※ ……。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> $\text{適用控除対象額} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\frac{A}{A+B}} \times \left[\frac{A}{A+B} \right]$ <p>A ……。</p> <p>B ……。</p> <p>(注) ……。</p> <p>措置法第37条の13の4《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い)</p> <p>37の13の4-3 ……、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する当該株式を他に譲渡し、……、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-7 ……、同号イ(1)又は同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハの規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定による上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込み又は同号ハの規定による上場株式等について措置法令第25条の13第30項各号に掲げる行使若しくは取得事由の発生に伴って行う同項に規定する金銭の払込みに限られるため、・・・・・・・・。</p> <p>(確認書類の範囲) 37の14-15 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(2)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(3)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(4)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(5)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(6)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(7)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(8)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(9)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(10)</u> ・・・・・・・・</p>	<p>による上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込みに限られるため、・・・・・・・・。</p> <p>(確認書類の範囲) 37の14-15 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(2)</u> <u>国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証</u> <u>(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)</u></p> <p><u>(3)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(4)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(5)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(6)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(7)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(8)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(9)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(10)</u> ・・・・・・・・ ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p><u>(11)</u> ・・・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p>..... (11) (12) (13) (14) (15)</p>	<p>..... (12) (13) (14) (15) (16)</p>
<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の3第21項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2-18において同じ。）（措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.....。</p>	<p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14-16、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の3第20項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2-18において同じ。）（措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.....。</p>
<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14-21。 (1) (2) (3) (4) (注) 1 複数設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が措置法第37条の14第20項に規定する廃止通知（以下この項において「廃止通知」という。）の提出又は提供により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知</p>	<p>(重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定) 37の14-21。 (1) (2) (3) (4) (注) 1 複数設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が措置法第37条の14第5項第9号に規定する勘定廃止通知書又は同項第10号に規定する非課税口座廃止通知書（以下この項において「廃止通知書」という。）の提出により設</p>

改正後	改正前
<p>の基因となったこれらの勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。</p> <p>2 同一年分に<u>廃止通知の提出又は提供</u>により非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が複数設けられた場合において、<u>その廃止通知に係る措置法第37条の14第5項第9号に掲げる勘定廃止通知書若しくは同項第10号に掲げる非課税口座廃止通知書の交付又は同項第1号に規定する電磁的方法による同項第9号に規定する勘定廃止通知書記載事項若しくは同項第10号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記(1)から(4)までにより判定できないときは、同条第20項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早いいずれか一つの勘定を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</p> <p>37の14の2-5</p> <p>(注)1</p> <p>2、措置法令第25条の10の2第14項第32号の規定に基づき、.</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2-18、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第25項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第21項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、<u>当該廃止通知書の</u>基因となったこれらの勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。</p> <p>2 同一年分に<u>廃止通知書の提出</u>により非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が複数設けられた場合において、<u>その廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長が同一であるため、上記(1)から(4)までにより判定できないときは、措置法第37条の14第20項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早いいずれか一つの勘定を同条の規定の適用を受ける勘定として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</p> <p>37の14の2-5</p> <p>(注)1</p> <p>2、措置法令第25条の10の2第14項第30号の規定に基づき、.</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2-18、住所（国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第25項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第20項で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>